

民設民営放課後児童クラブ運営事業者募集(認可保育所等活用型)にかかるQ&A		
No.	質問	回答
1	開設場所について、対象校を中心として半径800mを超えている場合でも、送迎バス等の用意ができれば提案可能ですか。	個別に判断いたしますので、公募時にご相談ください。
2	用途変更は必要ですか。	類似施設となるため用途変更の必要はありません。
3	定員に満たない場合、児童の追加募集は先着順で構いませんか。	構いません。募集の周知は十分行ってください。
4	民設民営放課後児童クラブに選定された場合、保護者への周知は、世田谷区が協力してくれますか。	保護者への情報提供は行う予定です。
5	月の途中の入退会の場合や長期で利用ができない場合は、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは減額制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。
6	長期で利用ができない場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは減額制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。
7	入会金は設定してよいですか。	新BOP学童クラブには入会金の設定は行っていないので、入会金の設定・徴収はしないようにお願いします。
8	Wi-Fiの整備は必要でしょうか。	義務ではございませんので、事業者の判断にお任せします。
9	優先受入校の設定はどのようにしますか。	区と協議の上、決定します。
10	土曜日について、利用児童が多くないことが想定されますが、利用児童がすべて欠席であることが判明している場合、対象日を閉所とすることは許容されますか？またその際には土曜日の閉所日数カウントが減り、長時間閉所加算や運営日数加算が減るという理解でよろしいでしょうか。また、閉所しない場合でも、土曜日にすべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合、終了後も19時まで職員を配置する必要がありますでしょうか？	募集要項の別紙1 2. 運営にかかる要件(2)職員配置をご覧ください。 児童の利用がない場合においても19時まで職員を配置する必要があります。
11	配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること、とありますが、審査基準等により、受入れ人数の上限や、児童の主訴や状況による受入れ可否を定めることは可能ですか。なお、その受入れにより、運営費補助の障害児受入推進事業や障害児受入強化推進加算の請求対象とできるかの審査や条件はどのように行われますか	配慮を要する児童の受け入れにあたっては、合理的配慮の視点にて検討をお願いします。その結果、受け入れができない場合は、申込み者に丁寧に説明していただくとともに、新BOP学童クラブとの情報共有をお願いします。 補助金の請求対象とできるかの審査や条件は下記の通りです。 ・職員の配置についてはシフト表等をご提出していただく予定です。 ・対象児童の審査については、手帳の写しや新BOP学童クラブにて使用している様式(児童表)と同様の書類を区に提出していただき、要件の有無を確認する予定です。
12	選考基準は区の選考基準に準ずる形でよいのか。その場合区の基準を教えていただけるのか	新BOP学童クラブは定員を設けていないため、区としての選考基準はございません。
13	登録児童が、優先受入校のBOPを利用したい場合は、どのような連携をとれば良いのか。	児童は、直接BOPに行き登録を行ってください。事業者としては、お迎え時間や待機場所について保護者や新BOPと調整をお願いします。
14	職員配置における「常勤職員」「補助員」の定義を教えてください。 正社員・契約社員・非常勤職員(専任等)の雇用形態種別の指定はありますか。 また、契約社員・非常勤職員の場合、所定労働時間(120時間以上等)の定めはありますか。補助員は無資格でも可能という認識でしょうか。	下記のとおり定義しております。補助員は無資格でも可能としています。 常勤職員:法定労働時間の範囲内において、原則として学童クラブ事業を実施する施設(以下「学童クラブ」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」の全てを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 なお、常勤職員の勤務時間は、開所時間の前後の準備も含め、1日当たりおおむね8時間程度とするよう努めること。 非常勤職員:上記常勤職員以外のすべての職員になります。人材派遣法上の派遣職員も非常勤に含むこととします。
15	・職員配置についてご教えてください。 休憩時間も含めて支援の単位ごとに3人以上の放課後児童支援員が常時必要か、配置していれば休憩時間等は考慮しなくてよいのかご教えてください。	募集要項の別紙1 2. 運営にかかる要件(2)職員配置をご覧ください。
16	・運営期間についてご教えてください。 受託が決定した場合、最低開業年数など、運営期間の定めはありますでしょうか。	最低開業年数は設けておりませんが、補助金交付に関する財産処分の制限がございます。運営の中止、廃止をしようとするときは、子どものや保護者への生活の影響を踏まえ、わかり次第速やかにお知らせください。
17	・送迎事業について教えてください。 送迎引率のため、送迎のコアタイムとなる時間帯をご教えてください。 ・(仮にこちらで13 時便、14 時便、15 時便と時間指定をすることは可能でしょうか) ・送迎事業の引率者は無償ボランティア(シニア・主婦)への依頼は可能でしょうか。その場合でも「放課後児童クラブ送迎支援事業」の補助金の対象となりますでしょうか。	時間指定については、対象の保護者、区、新BOP、小学校と協議し合えば可能です。 引率者として無償ボランティア(シニア・主婦)へ依頼することは可能ですただし、引率者を無償ボランティアのみとすることはできません。常勤職員又は非常勤職員も引率に加わることが必要です。
18	いつ頃から外部への公表は可能となりますでしょうか。(採用活動を進めるため)	詳細は日時は選定後にお伝えいたします。
19	施設長に選定するうえでの要件はございますか。	施設長としてふさわしい経験や知識を持ち、世田谷区の考え方に理解のある者が望ましいです。
20	児童数が定員を埋まらなかった場合に対象となる補償等はありませんでしょうか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の別表は定員に満たずとも申請できますが、児童数に応じて減額されるものもあります。 これを補償するような補助制度はありません。
21	様式が示されていない書類に関しては、フリーフォーマットでよろしいでしょうか。	フリーフォーマットで構いません。
22	・応募書類様式2「放課後児童健全育成事業の実績」に関してですが、弊社の施設数が多いため、記入内容の条件がすべて入っていれば提出する様式を変更してもよろしいでしょうか。	できれば、応募書類様式を使用していただきたいですが、記入内容の条件を満たしていれば提出様式を変更しても問題ありません。その場合、該当箇所にマーキングするなど分かりやすいようにしてください。
23	選考基準をオープンにするとのことだが、兄弟を優先したり、安全に送迎を行うために自宅が近くを優先したりすることがある。当社としてそれはオープンにしていないがそこまでオープンにしないといけないか	お願いいたします。補助金を交付するにあたっては、選考基準は公正かつ客観的なものが求められます。予め左記のような選考基準を公開しておくことで、保護者はその基準を踏まえ民設民営放課後児童クラブが新BOP学童クラブを選択することでき、事業者と保護者でのトラブルを避けることもできます。
24	・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について、1支援の単位40名に対して3人以上配置した場合でも対象になるか？	対象になります。但し、1支援の単位当たりの基準額は919,000円を上限とします。
25	保育園職員と学童職員の共用はどこまで認められますか。	職員の共用については、職員を基準以上に配置し、かつ職員の共用により支援の質が低下しないことが前提となります。基本的には放課後児童健全育成事業を実施できる職員体制を整えてもらうことになります。なお、調理員などの職員の共用は認められています。
26	開設時間は現在の園の開設時間と合わせなくてもよいのか。	必ず園と合わせなければならないルールはありません。園の状況や利用者のニーズに応じたものとしてご提案をしてください。
27	ランチルームやホール等を学童スペースとして利用する場合に、パーティションのような簡易的なもので区画しても良いのか。	簡易的なパーティションがどの程度のものかは事前にご相談ください。あくまで保育・放課後児童健全育成事業の活動内容を、それぞれどのように保障していくのかの考え方などを確認させていただき、判断することになります。
28	調理室等を共用し、栄養士や調理員によるおやつ提供や食事の提供について、保育所からの賃借料補助や人件費補助に影響はないのか。	調理室や、栄養士、調理員については共用をしても保育からの補助に影響することはありません。